

Title	日本における薬物依存症患者への看護に関する文献的考察：医療施設内での看護に焦点を当てて
Author	寶田 穂
Citation	大阪市立大学看護学雑誌, 1 巻, p.11-19.
Issue Date	2005-03
ISSN	1349-953X
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院看護学研究科
Description	総説
DOI	10.24544/ocu.20180403-158

Placed on: Osaka City University

日本における薬物依存症患者への看護に関する文献的考察 ～医療施設内での看護に焦点を当てて～

Nursing for Drug Dependent Patients in Medical Institutions in Japan: Literature Review

寶田 穂¹⁾

Minori Takarada

Abstract

The purpose of this study was to review hospital nursing for drug dependent patients (inpatients) and to discuss future challenges. Medical and nursing articles in the current literature (1958-2003) were reviewed. While drug dependent patients are often considered by nursing to be "difficult," these patients have not been studied systematically. Most of the nursing studies on drug dependent patients occurred in the 1960s. These were times when extensive medical services were required to meet the social needs of drug related problems. Many articles consider the emotional response of nurses to drug dependent patients a problem. In future, nurses will be required to understand the social problems related to improper drug use and study them systematically. Studies on the emotional response of nurses to drug dependent patients and its influence on patient care are of special importance.

Key Words : Drug Dependence, Psychiatric Nursing, Medical Institution

要 旨

医療施設におけるアルコール以外の精神作用物質依存症（薬物依存症）患者への看護の歴史を明らかにし、今後の課題を考察することを目的に、医療・看護系の文献（1958年～2003年）を検討した。その結果、次のことが明らかになった。薬物依存症患者は看護上困難な事例として取り上げられていたが、系統的な事例検討は行われていなかった。また、薬物依存症患者への看護についての検討は、1960年代と近年に集中していた。それは、薬物関連問題への医療の役割が、社会的に要請された時期と重なっていた。検討内容の特徴としては、患者への看護者の感情反応が問題視される傾向にあった。そして、時代とともに事例の問題は複雑化する傾向にあり、地域との連携も着眼されていた。今後は、薬物関連問題の社会的状況をふまえ、看護の立場でも系統的な研究・実践を行う必要がある。特に看護者の薬物依存症患者への感情反応とケアに関する検討は課題と考える。

キーワード：薬物依存症、精神科看護、医療施設

はじめに

平成12年改正施行「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の精神障害の定義には、「精神作用物質による急性中毒又はその依存症」が明記され、「精神作用物

質の依存症」も、精神保健医療福祉の対象となることが明らかにされた。日本では、精神作用物質のなかでもアルコールに関連する問題に対しては、1960年代より治療・看護への取り組みがなされてきた。そして1979年には、精神衛生センター¹⁾で酒害相談指導事業実施要領に基づ

1) 大阪市立大学医学部看護学科 Osaka City University School of Nursing

i) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（現行法）の法改正の変遷にともない、現在の「精神保健福祉センター」は、「精神衛生センター」から「精神保健センター」へ、そして「精神保健福祉センター」へと名称変更があった。

いたアルコール関連問題への対策が総合的に行われることとなった。しかし、アルコール以外の精神作用物質に関連する問題については、ようやく1999年に、精神保健福祉センター¹⁾で薬物相談窓口事業が行われるようになったところである。また、アルコール薬物問題全国市民協会の調査(ASK、2002)からは、「アルコール以外の精神作用物質の依存症(以下、薬物依存症)」の専門病棟は全国に1か所で、全国で90数か所あるアルコール依存症専門病棟のうち、薬物依存症を治療の対象としているのは1/3程度にすぎないことが分かる。薬物依存症に関しては、専門の治療機関が乏しい状況であり、極一部の医療機関で治療・看護への取り組みがなされてきたものの、医療全体の系統的な取り組みは近年始まったところなのである。

薬物依存症専門の治療機関が乏しい現状において、一般精神科病棟も、薬物依存症の治療や回復支援に関する役割を担っている。しかし一般精神科病棟では、薬物依存症の入院患者の割合は少なく、看護師は実践を通して薬物依存症患者への看護について学ぶ機会が非常に乏しい。著者が看護師として勤務していた一般精神科病棟においては、病棟の機能分化に伴う急性期患者受け入れ機能の促進とともに、薬物依存症患者の入院が増加してきた。しかし看護師は、薬物依存症患者の回復のイメージがつかめず、無力感や不安を感じながら看護する状況であった(武田・竇田・川原、1998)。はたして、それはひとつの精神科病院の状況なのだろうか。

そこで今回は、日本の看護学関係の論文を検討し、薬物依存症患者への看護の歴史を明らかにし、今後の医療施設内での看護への課題を考察したので報告する。

文献検索方法と検索結果

1. 検索資料

精神科看護学会論文集CD-ROM版Vol.1～Vol.3：1958年～2001年
 医学中央雑誌Web版：データベースへの収録年1983年～2003年(最終検索年月：2004年9月)

2. 検索方法

「薬物依存症」と「看護」をキーワードとして検索を行った。また、「薬物依存症」に関しては、「覚せい剤」「有機溶剤」などの乱用薬物名や「麻薬中毒」「嗜癖」といった「薬物依存症」に関連する用語も検索の対象とした。抽出された論文のタイトル及び要約をもとに、「アルコール以外の

精神作用物質(覚せい剤、有機溶剤、大麻、処方薬など。ここでは、カフェイン、タバコは含まない)」の乱用・依存に関連した精神及び行動の障害を有する人への、医療施設内での看護に関する論文を抽出した。尚、抽出された論文の中で、1,000字以下の論文は、検討の対象外とした。

3. 検索結果

検討の対象となった論文は49編であった。それらの論文は、研究デザインの違いから、「(ひとつの)事例の報告」・「(ひとつの)病棟・病院の現状報告」・「調査報告」に大別できた。「事例の報告」は、49編中28編であった。「病棟・病院の現状報告」は20編で、複数の薬物依存症患者の事例や、患者に対する看護師の思い、治療・看護プログラムなどの現状を報告したものであった。「調査報告」は、1編であった。(表1参照)

表1 日本における薬物依存症看護に関連する論文数
 医療施設内での看護に焦点をあてて(1960年～2003年)

年	論文数(編)	研究デザインによる分類			年区分別論文合計数
		事例の報告	病棟・病院の現状報告	調査報告	
1960～1964	3	0	3	0	1960～1969年計 5編
1965～1969	2	0	2	0	
1970～1974	1	1	0	0	
1975～1979	0	0	0	0	
1980～1984	5	3	2	0	
1985～1989	5	5	0	0	1970～1994年計 21編
1990～1994	10	9	1	0	
1995～1999	15	5	10	0	
2000～2003	8	5	2	1	1995～2003年計 23編
計	49	28	20	1	計 49編

これらの論文には時代の流れによって、次のような特徴がみられた。1960年代の5編は、特定の病棟における複数の麻薬中毒患者の事例を検討したものであった。そして、1970年～1994年は21編あり、そのうち18編が「事例の報告」であった。1994年以降も「事例の報告」は行われているが、ひとつの病棟・病院における複数の患者の事例や、治療・看護プログラムの実践に関する報告が増加した。また、複数の病院を対象とした調査研究が行われていた。

そこで、上記のような時期ごとに、薬物乱用・依存に関連する歴史的背景を概観しながら、薬物依存症患者への看護について述べる。

薬物依存症患者への看護の流れ

1. 麻薬中毒対策の一環として(1960年代)

第二次世界大戦終結後に、軍事物質として蓄えられた覚せい剤が、民間に大量放出され、第一次覚せい剤乱用期が訪れた。第一次覚せい剤乱用期は、「覚せい剤取締法」(1951年施行)による罰則強化や原料の法的規制などによって、終息していった。しかしその裏では、麻薬の不正取引に暴力団が介入してヘロインが社会に出回るようになり、1960年頃には、麻薬中毒者は4万人、常用者を含めると20万人を超えると推測されるに至った(長浜、1968)。そのため、1963年に麻薬取締法が改正され、麻薬犯罪に対する罰則の強化、麻薬中毒者に対する強制入院措置制度、麻薬中毒相談員の設置が行われた。そして、麻薬中毒対策の一環として、麻薬中毒者の治療のための麻薬中毒専門医療施設が全国に9ヶ所、650ベッドが設置された(長浜、1968)。(表2参照)

しかし、麻薬中毒専門医療施設が設置された頃には、麻薬犯罪の取締強化によって麻薬中毒者は減少の方向にあり、1962年まで全国で年間に約800名から1000名近くであった麻薬中毒者の入院は、1963年からは4分の1に減少した(九万、1966)。

表2 麻薬中毒者専門医療施設

施設名	病床数
国立下総療養所	100
国立榊原療養所	50
国立肥前療養所	50
神奈川県立せりがや園	70
大阪府立中宮病院	100
財団法人 復光会総武病院	20
社会福祉法人 桜ヶ丘事業協会 桜ヶ丘保養院	100
財団法人 湘南福祉会 湘南病院	60
財団法人 復光会垂水病院	100

長浜正六(1968)．わが国における麻薬中毒者の現況について．
厚生省の指標 15(5)．p16より抜粋

1960年代に発表された論文はいずれも、麻薬中毒対策の一環としての役割を担っていた医療施設での看護の現状報告であった。

赤尾ら(1962)は、1958年から1960年までの3年間に入院した麻薬中毒者について、看護者としての体験を治療経過とともに述べている。3年間で、231名の麻薬中毒者の入院があったこの病院は、「麻薬禍濃厚地区」ⁱⁱ⁾を有していた神戸市に立地し、市の麻薬対策の一環として公費による入院患者を受け入れていた病院である。入院期間は2週間(保護室に収容)であり、禁断症状の中で退院を要求する患者に、「看護者は苦痛に耐えしめるべく精魂打込んで慰め、励まして、説得に努めますが、患者は禁断の苦痛から逃れるには、ただただ麻薬あるのみと麻薬を求めて嘘言、脅迫、暴行、逃亡等あらゆる手段をこうじて退院を図ります」(赤尾ら、1962)といい、看護者は心身共に疲労の極に達すると述べている。そして退院していった患者の殆んどが退院後数日から数週間内にまたもや麻薬注射を始め、入院を繰り返す状況に、むなしさを感じるという。

小倉ら(1963)・畑中ら(1967)は神戸市、せりがや園看護科(1964)は横浜市、窪田(1966)は千葉市に設置された麻薬中毒専門医療施設での現状を報告している。小倉ら(1963)は、覚せい剤や麻薬中毒者の看護の経験から、「精神分裂病等の一般精神障害者とは、はるかに看護指導上困難な点が多かった」とし、困難な理由をたしかめるため、患者が院内で示す欲求を調査した。退院、面会、自由な喫煙など、入院生活上の制限に関する欲求が多く、欲求が通らない時は、その欲求をあく迄通そうとしたり、反抗したり、いやがらせをしたり、又時には他人を煽動したり、カッとなって乱暴したりした事もあったという。

畑中ら(1967)は、小倉らが発表してから4年後に、同病院の現状を報告している。畑中らが発表した頃は、麻薬中毒者の入院が減少してきた頃である。しかし、在院患者の約60%が麻薬中毒・アルコール中毒・その他の薬物中毒(主として睡眠剤中毒)などの中毒患者であり、「入院直後に出現する禁断症状に対して、私共看護者は非常に手はかかりますが、此の時期に於いては患者との対人関係はあまり意に介せず、医学的治療を主として患者にそれに従わせる様にしています。むしろ問題なのはこう云う時期を経過した後の患者に対する看護者の態度です」と述べている。そして、看護者の態度でいちじるしく症状が好転したとする3つの事例を報告し、中毒者に対して看護者として持つ態度は、ケースによって違うが、「一般の精神病患者の場合ですと、暖かく保護すると云う態度が重要ですが、中毒者に対しては勿論その気持

ii) 「麻薬禍濃厚地区」：ヘロイン横行時代に、政府は、麻薬中毒者や密売者の最も多く集中している地域を「麻薬禍濃厚地区」として、取締の重点をこれらの地域においた。主な麻薬禍濃厚地区としては、東京の新宿・池袋・千束、横浜の日の出町・黄金町、沼津市、大阪の西成・阿倍野・北・天王寺、神戸市の生田・長田・兵庫区、下関、福岡市、北九州市の小倉など(伊藤、1961、p8)。

ちも重要なのですが、本人に自信づける為に良い事と悪い事を、はっきり区別して一貫した態度を取る事が最も必要だと思います」という。

せりがや園看護科(1964)の報告では、1963年の開園から一年間に体験した問題について述べられている。そして、特に困難な条件として、嗜癖患者の殆どが自主的な決断による入院ではないこと、精神病質的な性格偏奇・自我発達の障害・未成熟等共通した傾向があること、同じ病室内に様々な精神障害の患者がいることなどをあげている。看護者の基本的態度としては、看護者ひとりひとりが人間として安定し充実した精神状態にあること、他職種間の緊密なチームワークが要請されること、患者に対し秩序維持のための権威をもった対処と治療的な支えとなるような人間関係を調和させることなどをあげている。しかし、これらは至難な問題であり、解決の糸口さえみつからないが、今後もじっくり取り組んでみたい、としている。

窪田(1966)の報告は、1964年に設立した麻薬中毒専門病院の現状であり、開設時には麻薬取締法の改正により中毒者は減少しており、開設以来、医療麻薬による中毒者39名(医療関係者が過半数)を収容したのみという。麻薬患者を看護するに当って一番の難点は、脱慣期にあり、従来の考え方としては、嚴重な療養規制を設け閉鎖的に扱って来たが、ある程度の事故を覚悟し、半開放を試みたという。開設当時、開放的な扱いに種々の非難をうけたが現在ではその様な非難も聞かなくなり、たいした事故もなくすごせた事は、精神的な面に於いても開放を成し得たと信じるという。しかし、全面的に良いというのでなく、病院の立地条件や対象患者の状況との関係があるとし、ヘロイン中毒者であれば看護法も変わっていたであろうという。枠にはまった看護ではなく、弾力性に富んだ看護が要求されるとしている。

いずれの論文にも、中毒者の要求や行動に対する困難な状況、そしてそれに対する看護者のむなしさなどが述べられていた。しかし、「むしろ問題なのはこう云う時期(文中では禁断症状の時期を指す)を経過した後の患者に対する看護者の態度」(畑中ら、1967)「先ず看護者個人個人が人間として安定し、充実した精神状態にあることが何よりも先に必要」(せりがや園、1964)と、患者の問題だけでなく、麻薬中毒患者への看護の向上に向けて、看護者側の薬物依存症患者に対する態度に着眼がなされていた。この期間の論文の特徴としては、「麻薬中毒患者への看護」に関する現状を考察し、麻薬中毒患者への看護の問題や課題が検討されている点である。

2. 困難な事例のひとつとして(1970年から1994年)

戦後の軍事物質の放出によって生じた第一次覚せい剤乱用期、1950年代に始まったヘロイン乱用期は、覚せい剤取締法や麻薬取締法の改正・強化によって、1960年代半ばには終息した。しかし1970年代に入ると、覚せい剤の検挙者数は増え始め、再び乱用期を向かえ、第二次覚せい剤乱用期に陥った。覚せい剤乱用者は、暴力団関係者のみならず、サラリーマンや主婦などにも及んでいった。また、1968年ころには、シンナー遊びが全国の青少年の間に大流行し、シンナー・ボンドなどの有機溶剤の乱用が問題となっていった。このころ、アメリカでは、LSD・大麻などの幻覚剤が流行し、我が国にも広がっていった。

第二次覚せい剤乱用期は、1982年にはピークとなり、その後消退傾向となった。そして、1990年から1995年ころまでは、覚せい剤の乱用は横ばい状態となった。しかし、薬物乱用の問題が終息したのではなかった。覚せい剤の乱用と同様に増加していったシンナー・ボンドなどの有機溶剤の乱用は増加していった。薬物乱用・依存の症例を比較的多く扱っている精神病院の事例調査(小沼、1992)では、1990年度には、有機溶剤の症例の比率が覚せい剤の症例の比率を上回り、大麻事犯の検挙件数も1975年から1980年では約2倍となり、その後も増加をみている。

1970年代から1994年の報告は21編のうち18編が、ひとつの事例をとりあげての看護の検討であった。それらは、薬物の乱用に関連した暴力や窃盗などの犯罪行為・非行・生活の破綻などによって、家族の希望や警察に連れられて入院となった事例などであり、入院期間中の看護に困難をきたした事例の報告がほとんどであった。

今井(1973)・比嘉ら(1981)・工藤ら(1988)・新田ら(1992)・山川ら(1994)・中山(1994)は有機溶剤の事例、細山ら(1983)・渡部(1988)・神里ら(1993)は覚せい剤の事例、平野ら(1983)・柳橋ら(1984)・西田ら(1991)はアルコールを含め複数の薬物乱用が認められた事例、錦見ら(1991)は統合失調症との二重診断の事例、東(1987)・館野(1986)・稲葉ら(1994)は麻薬及び鎮痛剤など処方薬の事例、上村ら(1994)・足立ら(1994)は市販薬の事例、原田(1987)は乱用薬物名を特定していない事例を報告している。

有機溶剤の事例は、ほとんどが10歳代半ばの男女の事例であり、非行との関連で問題行動が述べられていた。覚せい剤の事例は、いずれも警察介入の事例であり、幻覚・妄想といった精神症状に加え、暴力や暴言などが問題としてとりあげられていた。処方薬のうち2事例は、一般病床に入院中の患者であり、疼痛のための鎮痛剤、

不眠のための眠剤の要求が頻回な事例であった。そして東(1987)は、患者が麻薬・鎮痛剤依存に陥ったのには、看護が影響しているとし、医師から指示されたものをただ従属的に与薬するというだけでなく、看護婦も主体的にかかわっていかねばならないことを学んだと言う。

これらの事例のほとんどが、患者の紹介・看護目標／問題・計画・看護の実際／経過・考察といった流れで報告されていた。また、乱用薬物の種類によってそれぞれ問題の特徴に違いはあるが、全体的に「薬物乱用の繰り返し」「疾患の否認」「親に対する依存」「日常生活の乱れ」「入院拒否」「暴力行為」といったことが問題行動として取り上げられる傾向にあった。そして、その問題行動の改善(認識の変容、行動の変容)をはかろうとする、いわば問題解決に向けての看護の経過を報告した論文がほとんどであった。

なかには、入院施設内での看護の報告だけでなく、退院後のデイケアでのメンバー同士の支え合いによって回復過程をたどった事例(稲葉、1994)や、数回の入院を繰り返し最後の退院から数年を経過して「もうお手あげだ、自分ではどうすることもできない」(p357)と連絡が入り、NA(Narcotics Anonymous:ナルコティクス・アノニマス)など自助グループを紹介し、自助グループでの回復過程をたどっている事例(原田、1987)など、入院治療を経て地域で回復過程をたどっている事例の報告がみられた。

ひとつの事例以外の報告として、金井(1983)は、昭和48年から57年までの10年間述べ213名の覚せい剤依存症患者への看護を振り返り、ひとつの病院での覚せい剤中毒者の看護の概略と特徴を紹介している。そして、「患者さんと受容的に接し、その中で看護の確立をはかっていくことが大切であるが、現実的にはなかなか難しい」(p69)と言う。しかし、「再三の入退院を繰り返しながらも、社会復帰を目指し、社会復帰していく人も多い」(p70)と述べている。また、高野ら(1994)・中山(1994)は未成年の薬物依存症患者への看護に関して、人格形成や成長発達に重要な時期にあるとし、複数事例やプログラムの導入についての現状を報告している。

これらの報告は、既存の報告論文から得られた知見との比較検討は行われておらず、それぞれ独自に行った看護の報告であった。また、薬物依存症患者への看護を追究する上での系統的な検討は行われていなかった。1960年代の報告では、「麻薬中毒患者(薬物依存症患者)への看護」の向上・確立に向けての検討が行われていたが、1970年から1994年には、困難な事例の中のひとつとして薬物依存症患者の事例が取り上げられていたといえる。

この期間は、前述したように第二次覚せい剤乱用期と

よばれる時期を有し、有機溶剤や大麻、LSDといった薬物の乱用が、青少年に広がっていった期間であり、社会での薬物に関連する問題が終息していたわけではない。しかし、1960年代に麻薬中毒専門医療施設が設置され薬物依存症に対する精神医療の社会的役割が明確化されたような動きは、この時期には生じていない。薬物依存症患者の回復過程への精神医療の関与は、社会全体の動きとしては明確となっていなかったのである。そして、薬物依存症に対しては、「アルコール中毒、少年の薬物依存・非行や身寄りのない老人の問題等も、単に専門施設を作っただけに依存するのではなく、地域社会全体で支えていく体制の確立が必要とされている」(厚生統計協会編、1981)とされ、専門治療施設の必要性よりも、地域での回復支援体制の確立が必要とされていた時期であった。

しかし、地域社会全体で支えていく体制というもの、地域で薬物に関連する問題が生じたとしても、その相談先は明確になっていない状況であった。また、薬物依存症の専門医療施設も乏しく、薬物依存症への看護は、精神科病棟や一般病棟での困難な事例のひとつとして検討されていたといえる。

3. 「薬物依存症患者への看護」の向上・確立に向けて (近年:1995年から2003年)

第二次覚せい剤乱用期は消退傾向になっていったものの、有機溶剤や幻覚剤など多様な薬物に関連する問題は消失していなかった。そしてまた1995年からは、覚せい剤を中心とした薬物事犯者が大幅に増加し、1998年に警察庁は、「第三次覚せい剤乱用期」に突入したと宣言した。薬物に関連する問題に対しては、取締の強化や刑罰といった考えが主流となっていたが、覚せい剤事犯の検挙者の半数以上が再犯者といった状況であり、取締や刑罰だけでは薬物に関連する問題は消失しないことが明らかであった。そして、1998年に策定された「薬物乱用防止五か年戦略」では、戦略のなかに「薬物依存・中毒者の治療や社会復帰の支援」に関する目標が掲げられ、精神保健医療福祉の領域もその役割を担うことが明示された。

1995年から2003年に発表された論文は23編あり、そのうち10編は、ひとつの事例の検討であり、12編は、ひとつの病棟や病院での実践や現状をあげ、薬物依存症患者への看護に関連するテーマを検討したものであった。そして1編は、数か所の病院を対象として行った、薬物依存症患者への看護に関するアンケート調査の報告であった。薬物依存症患者への看護は、困難な事例として検討され、さらに薬物依存症患者への看護の向上・確立に向けての検討がなされ始めた。

薬物依存症患者への看護の特徴

ひとつの事例では、櫛山ら(1996)・秋山ら(2000)・山邊(2001)・須崎(2001)が覚せい剤依存症患者の事例を報告している。これまでの覚せい剤依存症患者の事例同様、精神症状や問題行動はあるものの、入院時に警察の介入はなく自助グループのメンバーが付き添い自助グループとの連携をとりながらの看護(秋山、2000)、老年期における覚せい剤後遺症の症状が再燃し患者のQOLを考慮した看護(山邊、2001)といった事例もみられた。覚せい剤依存症患者＝警察が介入しての入院といった様相ではなくなってきた。また、地域の薬物依存症者の自助グループやリハビリテーション施設との連携による治療へのつながりが報告されてきており、医療施設内だけでなく地域での回復支援との連携が検討されてきた。

川野ら(2000)は、有機溶剤依存症患者の事例を報告しているが、これまでのように非行との関係で述べられているのではなく、元同僚が患者となったことによる困難が述べられている。重野(1995)・石田(1998)・宮嵩(1999)・渡辺ら(1999)・宮川(2001)が報告している事例は、市販の鎮咳剤や処方薬への事例である。また、有機溶剤治療プロジェクトの実施(中山、1995)、薬物依存症患者への自己診断の試み(幸村ら、1998；小林ら、1999)、薬物依存症患者の家族教室の実施(佐藤ら、1998)、SSTの実践(山田ら、1998)、覚せい剤患者への治療プロジェクトの実施(乗末、1999)といった病棟での独自の取り組みやプログラムの報告が行われてきた。覚せい剤依存症患者に関しては、ひとつの病棟での入院の現状や取り組みの特徴に焦点をあてた報告(内橋ら、1997；舟窪ら、2001)がなされている。

また、1960年代の論文で、看護者側の薬物依存症患者に対する態度についての着眼がなされていたのと同様、薬物依存症患者に対する看護者のマイナスイメージ・患者の治療継続への疑問や抵抗・不安や葛藤など、看護者の姿勢や感情に焦点をあてた報告もなされている(筒井ら、1995；村上ら、1995；武田ら、1998)。そして、ひとつの病棟での看護者へのインタビュー(矢内、2003)や、数病院での看護者へのインタビューやアンケート(若狭ら、2003)の結果にも、看護者の薬物依存症患者に対する陰性の感情反応について述べられている。

近年の論文では、これまで同様に「事例の報告」は継続され、「治療プログラム」や「薬物依存症患者と看護者の相互作用や看護者の感情・態度」に関して、その現状を検討し、薬物依存症患者への看護の問題や課題の検討が始まりだしたといえる。

1. 社会的な要請としての薬物依存症者との関わり

薬物依存症患者への看護の歴史を見ると、社会的な要請に応じるような形で、薬物依存症患者への看護の検討が行われていることが分かる。1960年代の麻薬中毒対策の一環として役割を担っていた時期と1995年以降の論文には、個々の事例検討だけでなく「薬物依存症患者への看護」の問題や課題が検討されていた。薬物依存症患者への看護は、医療施設において常に困難とされていたが、その問題や課題の検討が行われている論文は、1960年代の麻薬中毒専門病院の設置や、1998年の「薬物乱用防止五か年戦略」の策定の前後に集中しているのである。

何故、1970年～1994年に、「薬物依存症患者への看護」の問題や課題の検討が前向きに行われていないのだろうか。それには、薬物依存症という病気の特徴が関連すると思われる。精神作用物質の中でもアルコールは、合法であり、その使用は刑罰の対象とはならない。そして、アルコール依存症に関しては、早期より精神医療福祉の対象として、看護も前向きに検討されてきた。しかし、アルコール以外の精神作用物質は、「麻薬及び向精神薬取締法」「大麻取締法」「覚せい剤取締法」「あへん法」「毒物及び劇薬取締法」などの法律の対象となる薬物がほとんどである。薬物依存症という病気の直接的な原因となる薬物は、その使用自体が違法行為であり、またその違法行為は、薬物依存症という病気によって、さらに助長されるのである。薬物依存症は、アルコール依存症同様に、「病気」として医療の対象であるにもかかわらず、違法行為をとるため刑事司法の対象として認識される傾向が大きい。従って、薬物依存症が「病気」であり、治療や社会復帰の支援の対象となることが、社会に広く認識されていない状況下では、薬物依存症患者への看護も前向きに検討されてこなかったと考える。

2. 薬物依存症患者に対する看護者の感情反応

「薬物依存症患者への看護」の問題や課題に関する報告の多くに共通するのは、薬物依存症患者の問題だけでなく、薬物依存症患者に対する看護者の感情反応が着眼されているといった点である。個別な事例報告においても、薬物依存症患者の問題行動として暴言・暴力・喧嘩・脅し・反社会的行動などが着眼されていることが多く、そういった行動に直面する看護者には、何らかの感情反応が生じていることが推測できる。また、赤尾ら(1962)の「心身共に疲労の極に達する」という状況や、「入院を繰り返す状況に、むなしさを感じる」という状況は、他の論文に

においても、類似した状況がしばしば報告されている。

薬物依存症患者に対する看護者の感情反応に関しては、日本では未だ研究は行われていない。医療施設における最も人数の多い専門職者は、看護職者であり、病棟内にいる時間が最も多いのも看護職者である。従って、看護者の薬物依存症患者に対する感情や姿勢に、何らかの傾向があれば、治療・看護に大きく影響を及ぼすであろう。これまでの報告のなかからは、いずれの時期においても、陰性感情を抱く傾向が高いといえる。

3. 事例の複雑化

1980年代ころまでの事例の報告では、覚せい剤依存症患者は暴力団と関連し警察が介入する事例、有機溶剤依存症患者は青少年の非行と関連する事例、といった特徴がみられていた。しかし、1980年代後半ころより、多剤乱用の事例、老年期の再燃の事例のように、事例の状況が複雑化してきている。社会的に違法薬物が暴力団といった組織関係者のみならず一般市民の間にも流通し、また流通している薬物も多様化していることが、事例の複雑化に影響を及ぼしていると考えられる。そして、統合失調症を合併する二重診断の事例の報告もされており、障害も複雑化している。

また、治療や回復支援の場も、医療施設だけではない。1960年代と近年の報告との違いは、1960年代が医療施設内だけでの治療・看護といった側面だったのが、近年の報告では地域との連携といった視点を取り組まれてきている点である。原田(1987)は、施設内での治療・看護の限界から自助グループを紹介したことが回復過程につながった患者の事例を報告している。また、自助グループとの連携をはかりながらの施設内での看護(秋山,2000)の報告もなされている。依然として、近年においても多くの報告が医療施設内での取り組みに限定されているものの、精神科医療の施設から地域へといった流れに応じ、施設内の看護においても、地域との連携というダイナミックで複雑な視点が必要とされてきているといえる。

薬物依存症からの回復過程における看護への課題

今回の文献検討において、時代の変化にかかわらず、薬物依存症患者に対して看護者が抱く看護上の困難感・感情反応に関しては、常に問題視されつづけていることが明らかであった。しかし、問題視はされるものの薬物依存症患者と看護師との相互作用については、まだ十分な検討は行われていない。精神科病院での看護に関して、

自らが薬物依存症の体験者で、薬物依存症のリハビリテーション施設 DARC(Drug Addiction Rehabilitation Center: ダルク)の創立者である近藤(2000)は、精神病院での看護のあり方が患者の自主性を欠かせ、“依存”が進行してしまったケースも多い、と指摘している。

医療施設内における看護が、薬物依存症患者の回復過程の妨げとならないためにも、医療施設内において薬物依存症患者への看護をめぐる、どのようなダイナミクスが生じているのか検討する必要があるだろう。薬物依存症患者の回復に向けての患者—看護者の相互作用を明らかにすることは、今後の薬物依存症患者への回復プログラムや看護実践の発展に向けても意義があると考えられる。

また、薬物に関連する社会的問題の高まりにとともに、社会的な要請によって、薬物依存症患者への看護を検討する必要性が高まっている。田村(2002, p69)は、2001年の日本における覚せい剤乱用者数を約200万人と推定している。薬物事犯での検挙者数は、薬物乱用・依存者の極一部にすぎないのである。薬物乱用者がすべて薬物依存症といった状態に至るとは言えないが、乱用から依存へと、薬物に関連する問題で悩み苦しんでいる人は、今後さらに増加する可能性を秘めている。確かに、薬物に関連する社会的な問題は大きく、社会の要請に応じるために、薬物依存症患者への看護の向上・確立を図っていく必要があるであろう。しかし、薬物依存症という病気で苦しんでいる患者とのかかわりから、看護もまた社会に、薬物依存症者の回復支援に関する情報を発信していく役割も重要であると考えられる。

薬物依存症患者への看護に関する研究は、近年系統的な取り組みが始まったといえ、未だ確立していない。しかし、発表論文数の増加からも「薬物依存症患者への看護」への関心は高まっていると考えられ、今後も系統的に研究を重ねていき、実践に活用していくことが、看護には期待されているであろう。

おわりに

第三次覚せい剤乱用期は、未だ終息に至っていない。薬物に関連する問題は、今もなお、社会的に大きな問題である。戦争直後に覚せい剤が社会に出回り、また1960年代にヘロインが出回った時には、覚せい剤取締法や麻薬取締法といった法律が制定され、薬物を取り締まることによって、薬物に関連する問題も一旦は終息に向かった。しかし、近年の薬物に関連する問題は、1998年に策定された「薬物乱用防止五か年戦略」の実施にもかかわらず

らず終息の兆しはなく、2003年に、新たに「薬物乱用防止新五か年戦略」が策定され、薬物乱用の防止に向けての取り組みがなされている。

そのような状況において、薬物乱用の増加・多様化によって引き起こされる社会の混乱と同様に、看護の現場も混乱することが予測される。今回検討の対象となった論文は、ほとんどが精神科医療施設での報告であった。しかし、内科や外科での不適切な処方での処方薬依存症の問題も生じてきており、また薬物依存症に関連して身体症状をきたす場合も多く、精神科医療施設のみならず、様々な看護の現場での取り組みが今後期待されるであろう。また今回の文献検討においては、医療施設と地域との看護の連携について追究した報告を見いだせていない。地域における薬物依存症者への看護に関しても追究し、医療施設と地域との連携についても、今後追究・実践していく必要があるであろう。

文 献

- 足立武志, 豎立修, 古川哲也, 他(1994): ナロン錠中毒の離脱期から回復までの看護を振り返って 薬物依存についての一考察, 精神保健, 39, 42.
- 赤尾庄次郎, 奥谷辰男(1962): 麻薬中毒患者について, 看護研究(現 日本精神科看護学会誌), 5, 97-99.
- 秋山悟, 吉田隆夫(2000): 慢性覚せい剤中毒患者の回復過程 - 医療と自助グループとの連携から -, 日本精神科看護学会誌, 43(2), 68-71.
- アルコール薬物問題全国市民協会(ASK)編(2002): まるごと改訂版 アディクション, アスクヒューマンケア.
- 舟窪八百万, 森順子, 水野一生, 他(2001): 精神科緊急救急病棟における覚せい剤精神疾患患者への取り組み, 日本精神科看護学会誌, 44(2), 517-521.
- 原田ユキ(1987): 長期化した薬物依存症者との関わりを考える - 15年間の経過を経てNAで回復した一事例 -, 日本精神科看護学会誌, 30, 356-360.
- 畑中敏恵, 財田芳子, 藤本つゆ子(1967): 中毒患者に対する看護者の態度に就て, 看護研究(現 日本精神科看護学会誌), 10, 129-131.
- 東保子(1987): 薬物依存に陥った患者への援助, 看護学雑誌, 51(12), 1195-1199.
- 比嘉初子, 西平久美子, 渡慶次常子, 他(1981): シンナー嗜癖で入院した一中学生の看護, 看護研究(現 日本精神科看護学会誌), 24, 261-265.
- 平野フミ, 黒木照子, 大森久子, 他(1983): 薬物, アルコール依存と異性問題をかかえた一症例, 看護研究(現 日本精神科看護学会誌), 26, 126-130.
- 細山昌弘, 高野ユウ, 菱沼けさよ, 他(1983): 女性の覚醒剤依存症患者の関わりを通してふりかえり, 看護研究(現 日本精神科看護学会誌), 26, 121-125.
- 医学中央雑誌Web版: 検索対象データ1983年~2003年(データベースへの収録年).
- 今井英子(1973): ボンド嗜癖の一症例, 看護研究(現 日本精神科看護学会誌), 16, 108-110.
- 稲葉博子, 福田信子, 長広勝子, 他(1994): 精神科デイケアと同棲を通して社会復帰できた薬物依存患者, 精神保健, 39, 40.
- 石田和子(1998): ブロン中毒患者との関わりからの一考察 - 院外レクリエーションの試みを通じて -, 日本精神科看護学会誌, 41, 71-73.
- 伊藤西一(1966): 我が国における戦後の耽溺性薬品に対する取締の経緯, 精神衛生, 104, 7-11.
- 神里綾子, 宮城豊子, 島袋菊江, 他(1993): 覚醒剤精神病患者の一症例 - 処遇困難な患者との関わりを通して -, 日本精神科看護学会誌, 36, 270-272.
- 金井鈴子(1983): 覚醒剤中毒患者の看護について, 精神科看護, 14, 65-70.
- 川野豊, 井上伸生, 長谷川忍, 他(2000): 同僚への治療より学びえたもの - シンナー依存の治療を行った「スタッフ」への関わりを通して -, 日本精神科看護学会誌, 43(2), 65-68.
- 小林眞津子, 幸村幸男, 宮崎眞由美(1999): 薬物自己診断を作成して - 中間報告をもとに検討 -, 日本精神科看護学会誌, 42(1), 183-185.
- 近藤恒夫(2000): 薬物依存を超えて 回復と再生へのプログラム, 海拓舎.
- 小沼杏坪(1992): 我が国の薬物乱用の最近の動向 - 対策および薬物乱用者の処遇を中心に -, 精神医学, 34(8), 823-832.
- 幸村幸男, 宮崎眞由美, 山崎宏果, 他(1998): 薬物依存症者へ自己診断を試みて, 日本精神看護学雑誌, 41, 419-421.
- 厚生統計協会編集(1981): 昭和55年度版 国民衛生の動向, 厚生統計協会.
- 窪田穰(1966): 麻薬病棟に於ける看護の特殊性, 看護研究(現 日本精神科看護学会誌), 9, 4-12.
- 工藤貢(1988): 有機溶剤嗜癖患者への看護, 日本精神科看護学会誌, 31, 348-351.
- 九万楽也(1966): わが国における麻薬及びその他の薬物の濫用について, 精神衛生 104, 4-7.

- 櫛山恵子, 谷口好子(1996): 人格障害を基本とした覚醒剤精神病患者の看護—問題分析からの一考察—, 日本精神科看護学会誌, 39, 41-43.
- 錦見春江, 伊藤善弘, 工藤秀子, 他(1991): 問題行動頻発のアルコール・薬物乱用合併の女性分裂病者—5年間の入院治療後家庭復帰した一例—, 日本精神科看護学会誌, 34, 203-205.
- 宮川愛子(2001): 薬物依存患者との関わり—開放病棟での看護の困難を知る—, 日本精神科看護学会誌, 44(2), 183-187.
- 宮寄知佐(1999): 薬物依存の患者の退院後のケアについて—訪問看護導入を試みて—, 精神保健, 44, 107.
- 村上奈美子, 外岡愛子, 田谷和枝, 他(1995): 薬物依存症患者の看護—病棟内における薬物依存症患者の問題点とその背景にあるもの—, 病院・地域精神医学, 36(1), 28-30.
- 長浜正六(1968): わが国における麻薬中毒者の現況について, 厚生の指標, 15(5), 15-21.
- 中山妙子(1994): 思春期・青年期における有機溶剤乱用患者の治療プログラムへの導入—生き方を見つける動機づけとなった一症例—, 日本精神科看護学会誌, 37, 41-44.
- 中山妙子(1995): 有機溶剤治療プロジェクト機能が効果的に果たされたかを検証する—一年間を振り返って—, 日本精神科看護学会誌, 38, 506-508.
- 西田順子, 他(1991): 転院を望み続ける患者へのアプローチ, 日本精神科看護学会誌, 34, 120-122.
- 新田厚子, 新里武広, 比嘉武(1992): 有機溶剤嗜癖・不登校・家出等の問題を抱えた思春期症例との関わり, 日本精神科看護学会誌, 35, 212-214.
- 乗末郁恵(1999): 薬物依存症からの回復をめざして覚せい剤治療プロジェクトの効用と課題, 日本精神科看護学会誌, 42(1), 186-188.
- 小倉あき江, 伊藤みつ江(1963): 在院期間中に於ける麻薬中毒者の欲求, 看護研究(現 日本精神科看護学会誌), 6, 182-186.
- 佐藤久美子, 青柳歌織, 高橋孝子, 他(1998): 薬物依存症の家族教室を実施して—プログラム改正に伴う変化について—, 日本精神科看護学会誌, 41, 529-530.
- せりがや園 看護科(1964): 嗜癖患者の看護第一報, 看護研究(現 日本精神科看護学会誌), 7, 13-15.
- 精神科看護学会論文集 CD-ROM Vol 1~Vol 3. 精神看護出版.
- 重野樹美(1995): デパス依存を伴ううつ病患者の看護を振り返って, 精神保健, 40, 7.
- 須崎康弘(2001): 患者にとって本当の問題解決とは—多くの問題を抱えた患者に関わり学んだこと—, 日本精神科看護学会誌, 44(2), 481-484.
- 高野美恵子, 古賀享子, 大竹綾子(1994): 未成年の薬物依存患者への関わり方を考える, 精神保健, 39, 41.
- 武田恵子, 寶田穂, 川原稔(1998): 急性期受け入れ閉鎖病棟における薬物依存症者の看護—専門病棟のない病院での現状—, 精神科看護, 25(6), 15-20.
- 田村義保(2002): 覚せい剤乱用者数把握のための調査研究(4), (財)社会安全研究財団委託調査研究報告書.
- 館野かつ代(1986): 睡眠薬依存の患者への看護を考える, 民医連医療, 167, 66-68.
- 筒井正子, 埴毅, 田中ひろ子, 他(1995): 薬物依存症患者の看護—看護者の患者への関わり方から—, 病院・地域精神医学, 36(1), 31-34.
- 内橋ふさ子, 滝沢正子, 田堰八十恵, 他(1997): 覚醒剤依存症者の入院における現状—軽快退院にむけて—, 日本精神科看護学会誌, 40, 80-83.
- 上村健治, 林恵子, 高橋真理子, 他(1993): 抗パーキンソン薬依存分裂病患者の看護を通して, 精神保健, 38, 124.
- 若狭紅子, 濱田由紀, 江波戸和子, 他(2003): 日本における薬物依存症患者の看護の実際—看護ケアの要素と影響因子—, 日本精神保健看護学会誌, 12(1), 121-135.
- 渡部英一(1988): 不安・攻撃をもつ患者の看護—薬物中毒の場合—, 精神科看護, 26, 49-52.
- 渡辺香織, 高見峰子, 工藤とし子, 他(1999): 薬物依存患者への自立に向けての援助, 精神保健, 44, 106.
- 山田真知栄, 谷口与士人, 若林久美子, 他(1998): K S PにおけるS S Tの一考察—アルコール(薬物)専門病棟におけるS S Tの意義—, 日本精神科看護学会誌, 41, 470-472.
- 山川敏子, 宮城美由紀, 新田厚子(1994): 有機溶剤嗜癖, 不登校を呈した思春期症例との関わり—複雑に揺れ動く心へのアプローチ, 日本精神科看護学会誌, 37, 85-87.
- 柳橋稔, 世良守行, 平田正子, 他(1984): アルコール病棟における薬物依存症者とのかかわり, 看護研究(現 日本精神科看護学会誌), 27, 374-380.
- 矢内里英(2003): アルコール・薬物依存症専門病棟における頓服薬使用についての看護判断の特徴と構造, 日本精神保健看護学会誌, 12(1), 113-120.
- 山邊淳子(2001): 覚醒剤後遺症の患者への関わりを通して—老年期に再燃した家族の姿(表現)から学んだこと—, 日本精神科看護学会誌, 44(2), 299-302.